

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険税(料)通知書および制度改正

保険税(料)の通知書発送

7月中旬に各保険料の通知書を送ります。

今年の制度改正について

各保険制度の改正は、表①のとおりです。各保険税(料)

【介護保険負担限度額認定】は、対象となる方の要件と食

介護保険制度の改正

8月から一部が変更されます。

【介護保険負担限度額認定】

は、対象となる方の要件と食

※詳細は、各通知書をご覧ください。

費の自己負担額がそれぞれ変更されます。(表②、③)

【高額介護(予防)サービス費】は、現行の現役並み所得

相当の区分を細分化した上で、

限度額が引き上げられます。(表④)

(表④)

表①

保険制度	改正の概要
共通	保険税(料)算出の基礎となる所得の算出方法の変更(税制改正) <ul style="list-style-type: none"> 給与所得控除、公的年金等控除の減額(各10万円減) 基礎控除の増額(10万円増) ※介護は影響なし
国民健康保険	税制改正に伴う、均等割・平等割の軽減判定方法の変更
後期高齢者医療保険	均等割軽減特例の廃止(7.75割軽減→7割軽減) 税制改正に伴う、均等割の軽減判定方法の変更
介護保険	保険料の所得判定段階基準額の変更(第7～第11段階) 施設入所者の食費の負担限度額等の変更(表②③) 高額介護サービス費の負担限度額の変更(表④)

表② 預貯金要件の見直し

	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等80万円以下(第2段階)		単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身 500万円 夫婦 1,500万円

表③ 食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

表④ 高額介護サービス費の負担限度額の変更

※利用者と同一世帯に、年収約770万円の65歳以上の方がいる場合

新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	14万 100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	9万3,000円(世帯)

保険税(料)の減免について ※共通事項

昨年の所得(収入)が一定額以下の世帯で、失業などにより一定以上の所得減少や損害を受けた場合は、申請により保険税(料)が減免されることがあります。事前(納期限7日前まで)に保険課へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれる方も保険税(料)の一定割合の減免が適用されることがありますので、あわせてご相談ください。

●問い合わせ

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課・徴収】

保険課(東庁舎2階 ☎34-3215 ☎39-2523)

【介護保険制度全般】

高齢福祉課(本庁舎北別棟2階 ☎34-3213 ☎34-3016)